

令和3年度幼児教育・保育の無償化のための申請案内 (子育てのための施設等利用給付)

幼児教育・保育の無償化のために必要となる「子育てのための施設等利用給付認定」の申請の手続き、施設等利用給付の請求手続きについてのご案内です。
内容をよくご確認の上、申請してください。

軽減となる対象経費

利用料に限ります。

※ 通園送迎費、食材料費(主食費、副食費等)、行事費などは、引き続き保護者の負担になります。

対象となる児童

利用料軽減の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれており、軽減の対象となるには、**保育の必要性があること要件とする第2号または第3号認定**を受ける必要があります。

給付認定区分	要件	保育の必要性※
第1号認定	満3歳以上の子ども (下記第2号認定・第3号認定子どもを除く)	なし
第2号認定	令和3年4月1日時点において3歳以上の子ども	あり
第3号認定	令和3年4月1日時点において3歳未満で、 市町村民税非課税世帯に属する子ども	あり

※「保育の必要性」に該当する事由については、別表1を参照してください。

なお、お子さんと保護者が認可外保育施設等の利用開始日時点において、多賀城市に住んでいる場合に申請できます(多賀城市に住民票があることを原則とします。)

支給限度額

下記金額を上限に、認可外保育施設等に要した利用料が支給されます。

・ 第2号認定 月額37,000円

・ 第3号認定 月額42,000円

※ 認可外保育施設等を複数利用している場合は、利用料の合計が上限に達するまで支給されます。

※ 「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を指します。

「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続き

- ・第2号認定、第3号認定の申請は「保健福祉部保育課（多賀城市役所1階13番）」にて受付をします。申請日以降の認定になります。遡っての申請受付は行えませんので、ご注意ください。
- ・申請書類は、保育課窓口にて配布しています（市ホームページからのダウンロードも可能です。）。

【手続き方法】

1. 施設利用の1か月以上前を目安に、保健福祉部保育課へ次の書類を提出してください。

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書
※ 裏面まで記入
- ② マイナンバー記入用紙（確認書類等の写し添付）
※ 別紙「マイナンバー関係書類の提出について」をご確認ください。
- ③ 保育を必要とする事由を証明する添付書類（勤務証明書など 別表1参照）
【提出対象者：保護者（父及び母（事実婚の場合を含む）など）】
※ 証明日から4か月以内のものが有効です。
※ 兄弟姉妹で2人以上同時申請する場合は、原本を1部、他はコピーでかまいません。
- ④ 市町村民税所得割額がわかる証明書（非課税証明書など）
※ 第3号認定を希望し、下記基準日時点で多賀城市外にお住まいの方のみ
【提出対象者：父母（事実婚の場合を含む）及び同居の直系尊属（祖父母等）】

基準日	賦課年度	必要書類
令和2年年1月1日 ※令和3年4月1日～同年8月31日に利用開始する場合のみ	令和2年度	令和2年度非課税証明書など
令和3年1月1日	令和3年度	令和3年度非課税証明書など

非課税証明書は、基準日に住民票がある市町村で発行されます。令和3年度分の発行開始日は市町村によって異なります。発行出来次第、提出ください。非課税世帯か確認できない場合認定を取り消すことがあります。

2. その後、多賀城市で審査・認定を行います。
後日、施設等利用給付認定通知書又は施設等利用給付認定却下通知書を郵送します。

施設等利用給付の請求手続き

- ・利用料は、保護者の方が施設に一旦全額支払う必要があります。施設等利用給付を受けるためには、別途請求が必要です。
- ・請求書類は、別途案内予定です（市ホームページからのダウンロードも可能です。）。
- ・請求の受付は原則「**四半期**」ごとに行います。
※ **4月から6月までの利用分**は、7月末までに請求してください。
7月から9月までの利用分は、10月末までに請求してください。
10月から12月までの利用分は、1月末までに請求してください。
1月から3月までの利用分は、4月上旬までに請求してください。

【手続き方法】

1. 認可外保育施設等に、「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」（子育て援助活動支援事業の場合は、これらに代えて「活動報告書」）の発行を依頼します。
2. 1で発行された書類を添付して、上記請求時期ごとに「施設等利用費請求書」を記入の上、持参又は郵送により保健福祉部保育課に提出してください。
3. その後、多賀城市が請求書類等を審査し、請求から概ね1～2か月後に認定子どもの保護者名義の口座へ支給します。
※ 認定子どもの保護者（請求者）と異なる振込先を指定する場合は「委任状」が必要です。

変更があった場合の手続き

施設等利用給付の認定を受けた後でも、他市町村へ転出した場合、認定期間が満了となった場合、保育の必要性の認定に該当しなくなった場合、市町村民税非課税世帯に該当しなくなった場合（第3号認定のみ）等には、無償化の対象から外れ、施設等利用給付を受けることができなくなります。

申請内容に変更があった場合には、手続きが必要です。

各届出書類については、保健福祉部保育課（多賀城市役所1階13番）へ提出してください。

届出書類は、保健福祉部保育課にて配布しています（市ホームページからのダウンロードも可能です。）。

変更内容	届出書類	提出の締切
<input type="checkbox"/> 申請内容に変更があった場合（例：住所変更、保育を必要とする事由の変更等）	・施設等利用給付認定変更申請書 兼認定内容変更届 ・変更に係る添付書類	変更が生じる月の前月の20日
<input type="checkbox"/> 他市町村へ転出する場合	・施設等利用給付認定取消届	転出日まで ※早めの提出をお願いいたします。 <u>在園している園の利用を継続したまま、他市町村へ転出する場合は、転出先の市町村で申請が必要です。申請内容等は転出先の市町村へ確認してください。</u>
<input type="checkbox"/> 保育の必要性の認定に該当しなくなった場合	・施設等利用給付認定取消届	取消日まで

申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合には、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

別表1

○保育の必要性の認定に該当する事由と添付書類一覧（多賀城市の場合）

保育の必要性の認定に該当する事由		認定の有効期間	添付書類
①就労(※1)	日常の家事以外の仕事を月60時間以上している場合	最長、就学前まで	勤務証明書 (自営業、親族経営の場合は別途書類が必要)
②求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	2か月間	就労予定申立書
③妊娠・出産	母が出産の前後である場合	産前6週から産後8週(※2)	出産予定日が記載された母子手帳の写し
④就学	学校または職業訓練校に月60時間以上在学している場合	通学期間中(※3)	在学証明書、通学期間が分かる書類
⑤病気・障害	病気、けが、心身の障害がある場合	最長、就学前まで(診断書に基づく)	療養期間が記載された診断書
⑥介護・看護	病人や心身障害者の看護、介護をしている場合	最長、就学前まで	看護、介護を必要とする方の診断書や障害者手帳の写し
⑦災害復旧	震災・風水害・火災などでその家庭が被害を受けたために復旧にあたる場合	最長、就学前まで	罹災証明書
⑧虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある場合	最長、就学前まで	要相談
⑨育児休業 (既に施設を利用中の児童のみ)	育児休業取得時に、既に施設を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合(育児休業期間が1歳に到達するまでの場合のみ)	育児休業期間に基づく	育児休業期間が記載された勤務証明書
⑩高齢	入所日において65歳以上の方	最長、就学前まで	なし

認定の有効期間が満了した場合、無償化の対象外となります。継続して保育が必要になる場合には、期間満了後も保育を必要とする書類の提出が必要となります。

また、年1回現況の確認を行います（必要書類等については認定を受けた方対象に別途ご案内する予定です。）。

※1. 育児休業からの復職を理由に「就労」で、申請をされる場合は、認定後1か月後までに復職していただきます。復職後は、復職年月日が記載された勤務証明書を提出いただく場合があります。

※2. 妊娠・出産の認定の有効期間は、産前6週から産後8週の翌日が属する月の月末までです。

※3. 就学の認定の有効期間は、保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の月末までです。

問合わせ先: 多賀城市保健福祉部保育課保育係 TEL:022-368-1141 内線184・185
〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号